

※不動産鑑定士、法人登記等で旧姓登録をしている場合、
現姓を記載し、カッコ書きで旧姓を記載する。
例：埼玉太郎（浦和太郎）

別記様式第七(第二十八条関係)

第一面

この欄は使用しない。

登 録 申 請 書

収入印紙又は証紙
はり付け欄
(消印してはならない)

該当のものに○をつける。

登 録 の 種 類	新規・ <u>更新</u> ・登録換え	※ 登 録 番 号	新規登録は、第22条第1項 更新登録は、第22条第3項 登録換えは、第26条第1項 該当以外のものを消す。
		※ 登 録 年 月 日	

~~第22条第1項~~
不動産の鑑定評価に関する法律 ~~第22条第3項~~の規定による不動産鑑定業者の
~~第26条第1項~~

該当以外のものを消す。

登 録
~~登録換え~~ の申請をします。

令和 ○○年 ○○月 ○○日

申請者の住所
及 び 氏 名

埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
株式会社 埼玉県庁

代表取締役 高砂 太郎
048-830-xxxx

該当以外のものを消す。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
埼玉県知事 殿

電話番号を記載する。

ふ り が な
名 称 又 は 商 号

さいたまけんちょう
埼玉県庁

登 録 申 請 者
ふ り が な
氏 名

代表取締役 たかさご たろう
高砂 太郎

ふりがなを忘れずに記載する。

役 員 の 氏 名 及 び 役 名

ふ り が な 氏 名	役 名	ふ り が な 氏 名	役 名
たかさご たろう 高砂 太郎	代表取締役		
たかさご じろう 高砂 次郎	取締役		
たかさご きぶろう 高砂 三郎	取締役		

監査役は不要。

該当以外のものを消す。

申請時点の登録番号と
登録年月日を記載する。

申 請 時 の 登 録 ~~国土交通大臣~~ 登録第 (1)999 号 (平成 ○○年○○月○○日登録)
埼玉県 知事

(第二面の備考を参照のこと)

第二面

事務所の名称及び所在地並びに事務所ごとの専任の不動産鑑定士の氏名		
事務所		専任の不動産鑑定士の ふりがな
名称	所在地	氏名
(主たる事務所) 株式会社 埼玉県庁	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3丁目15番1号	たかさご たろう 高砂 太郎
(1) (従たる事務所)		不動産鑑定士である登録申請者がみずから実地に不動産の鑑定評価を行う。
(2)		
(6)		
(7)		

ふりがなを忘れずに記載する。

不動産鑑定士、法人登記等で旧姓登録をしている場合、現姓を記載し、カッコ書きで旧姓を記載する。
例：埼玉太郎（浦和太郎）

また、専任の不動産鑑定士が登録申請者と同一の場合には、名前の下に
「不動産鑑定士である登録申請者がみずから実地に不動産の鑑定評価を行う」と記載する。

備考

- ※印欄は記入しないこと。
- 「登録の種類」欄には、該当するものを○で囲むこと。
- 不動産鑑定士である登録申請者がみずから実地に不動産の鑑定評価を行う事務所については、その旨を「専任の不動産鑑定士の氏名」欄に記入すること。
- 第22条第1項、第22条第3項、第26条第1項の文字のいずれか2つを、及び登録、登録換えの文字の一方を消すこと。
- 「新規」及び「登録換え」で国土交通大臣の登録を受けようとする者（不動産鑑定士を除く。）は、第三面に登録免許税の領収証書をはり付けること。その他の者は、第一面の収入印紙又は証紙はり付け欄に所要額の収入印紙又は証紙をはり付けること。

令和3年8月以降の大臣登録申請については、国土交通省へ直接申請することとなりましたので第三面については使用しません。

登録免許税納付書・領収証書はり付け欄

別記様式第八（第三十条関係）

添付書類（イ）（法第23条第2項第1号）

不 動 産 鑑 定 業 経 歴 書

不動産鑑定業 の沿革	創業	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日									
	組織等 の変更	年 月	変 更 の 概 要								
		○ △	株式会社×××を商号変更								
直 前 5 年 間 の 不 動 産 鑑 定 業 の 概 要											
評価目的 件数等 評価の対象	売 買		担 保		補 償		そ の 他		計		
	件 数	報 酬	件 数	報 酬	件 数	報 酬	件 数	報 酬	件 数	報 酬	
土 地	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	
建 物											
権 利											
土地及び建物等	1	900							1	900	
そ の 他											
計	1	900							1	900	

備 考

- 1. 対象不動産の種別の「権利」欄には、土地又は建物に関する所有権以外の権利について行った不動産の鑑定評価について記載すること。
- 2. 価格の対象の「土地及び建物等」欄には、土地及び建物（これらに関する所有権以外の権利を含む。）について一体として行った不動産の鑑定評価について記載すること。
- 3. 対象不動産の種別の「その他」欄には、土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利の外の不動産について、他人の求めに応じ報酬を得て行った評価等の行為について記載すること。

不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の氏名

[illegible]